

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 5 年 9 月

福岡市人事委員会



人 審 第 91 号

令和5年9月1日

福岡市議会議長 打越基安様

福岡市長 高島宗一郎様

福岡市人事委員会

委員長 平江 徳子

職員の給与等に関する報告及び勧告

福岡市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて職員の給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、市職員の給与等の実態、市内民間企業従業員の給与、その他市職員の給与等を決定する諸条件について調査研究を行ったので、その結果を報告する。

1 市職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における市職員（技能・労務職員及び企業職員等を除く。以下同じ。）の給与等について把握するため、「令和5年福岡市職員給与等実態調査」を実施した。

市職員には、従事する職務の種類等に応じ、行政職、医療職(1)、医療職(2)、消防職、教育職(1)、教育職(3)及び教育職(4)の各給料表並びに特定任期付職員給料表が適用されており、このうち、行政職給料表の適用者の給与等の概要は、第1表に示すとおりである。

(参考資料 1 市職員給与関係資料 参照)

第1表 行政職給料表適用職員の給与等の概要

項 目		内 容	項 目		内 容
職 員 数		6,775 人	平 均 経 験 年 数		17.6 年
平 均 年 齢		39.2 歳	平 均 勤 続 年 数		15.6 年
平 均 給 与 月 額	給 料	311,249 円	平 均 扶 養 親 族 数		0.8 人
	扶 養 手 当	8,887 円	男 女 別 構 成 比	男 性	57.5 %
	地 域 手 当	32,888 円		女 性	42.5 %
	住 居 手 当	10,459 円	学 歴 別 構 成 比	大 学 卒	65.2 %
	管 理 職 手 当	8,210 円		短 大 卒	5.7 %
	そ の 他	20 円		高 校 卒	28.9 %
計	371,713 円	中 学 卒		0.2 %	

- (注) 1 「その他」とは、単身赴任手当（基礎額）及びへき地手当等の合計である。
 2 構成比に表記した数値は、小数点以下第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。

2 民間給与の調査

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、市職員の給与と市内民間企業従業員の給与との精確な比較を行うため、人事院等と共同で「令和5年職種別民間給与実態調査」を実施した。その概要は、第2表に示すとおりである。

(参考資料 2 民間給与関係資料 参照)

第2表 令和5年職種別民間給与実態調査の概要

項目	説明
調査対象事業所	企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内民間の981事業所
調査事業所数	層化無作為抽出法によって抽出した197事業所
調査対象職種	行政職と類似する事務・技術関係22職種 医療、教育関係等54職種
調査項目	令和5年4月分の給与月額 給与改定の状況 初任給の状況 賞与等の特別給の支給状況 家族手当等の支給状況 等

(注) 「層化無作為抽出法」とは、調査対象事業所を組織、企業規模、産業によりグループ分けし、このグループの中から無作為に抽出する方法をいう。

(2) 調査の結果

調査完了率は、81.4%となっており、厳しい諸環境の中においても、各事業所の協力を得て、広く市内民間事業所の状況が調査結果に反映されているといえる。

ア 給与改定の状況

第3表に示すとおり、市内民間事業所においては、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は56.9%(昨年25.1%)であり、ベースダウンを実施した事業所は該当なし(昨年該当なし)となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は88.5%（昨年85.7%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は28.0%（昨年29.0%）、減額となっている事業所の割合は1.5%（昨年1.5%）となっている。

第3表 民間における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	56.9 (25.1)	1.4 (12.3)	(-) (-)	41.7 (62.6)
課長級	45.5 (15.8)	5.4 (14.2)	(-) (-)	49.1 (69.9)

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 () 内は、令和4年の調査結果である。
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

第4表 民間における定期昇給の実施状況 (単位：%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
		定期昇給実施			定期昇給 中止		
		増額	減額	変化なし			
係員	89.4 (91.3)	88.5 (85.7)	28.0 (29.0)	1.5 (1.5)	59.0 (55.2)	0.9 (5.6)	10.6 (8.7)
課長級	81.5 (77.2)	79.9 (71.7)	22.7 (23.1)	1.6 (1.0)	55.6 (47.6)	1.6 (5.5)	18.5 (22.8)

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。
 2 () 内は、令和4年の調査結果である。
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

イ 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で71.5%（昨年74.8%）、高校卒で43.3%（昨年41.4%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で51.4%（昨年32.6%）、高校卒で59.3%（昨年28.3%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で47.9%（昨年66.4%）、高校卒で40.7%（昨年69.9%）となっている。

（参考資料 2 民間給与関係資料 第15表 参照）

3 市職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

（公民給与の較差）

「令和5年福岡市職員給与等実態調査」及び「令和5年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、市職員においては常勤の行政職（一般事務及び技術職）、市内民間企業従業員においてはこれに類似すると認められる職種の常勤の従業員について、責任の度合、学歴及び年齢が同等と認められる者同士の4月分の給与額（市職員にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。その結果、第5表に示すとおり、市職員の給与が民間の給与を1人当たり平均にして3,188円（0.84%）下回っていることが明らかになった。

第5表 市職員給与と民間給与との較差

民間給与 （事務・技術関係職種） ①	市職員給与 行政職（一般事務及び技術職） ②	較差 ①－② （（①－②）/②×100）
382,888円	379,700円	3,188円（0.84%）

（注）第1表の行政職の平均給与月額と本表の市職員給与額の差は、第1表の職員には本年度の新規採用者を含むが、本表には含まれていないこと及び給与比較の対象外職員がいることによるものである。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを市職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、国と同様に0.05月単位で改定を行ってきている。

「令和5年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、市内民間事業所で支払われた特別給は、第6表に示すとおり、年間で平均所定内給与月額に相当する4.51月分に相当しており、市職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数（4.40月）が、市内民間事業所の特別給を0.11月分下回っていた。

第6表 民間における特別給の支給状況

項	目	事務・技術等従業員
特別給の支給割合	下半期	2.17月分
	上半期	2.34月分
	計	4.51月分

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から7月までの期間をいう。

4 国及び他の地方公共団体との給与比較

総務省の令和4年地方公務員給与実態調査によると、国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給月額を100としたラスパイレス方式による本市の一般行政職の給料月額の水準は、101.7（指定都市平均99.7）である。

5 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ全国及び本市で3.5%上昇している。

また、生計費の基礎となる家計調査（同省）によれば、本年4月の本市における消費支出（二人以上の世帯）は、1世帯当たり329,426円となっている。

（参考資料 3 その他 第23表 参照）

6 人事院の報告及び勧告等

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の勤務時間の改定に関する勧告、職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告を行った。それらの概要は、次のとおりである。

公務員人事管理に関する報告

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り世界最高水準の行政サービスを
提供し活力ある社会を築くため、行政は経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を
誘致・育成することが不可欠

01

公務組織を支える
多様な有為な人材の確保の
ための一体的な取組

- ✓ 民間人材の積極的誘致
(経験者採用・官民人事交流の促進、
オンボーディング研修の拡充)
- ✓ 採用試験の実施方法の見直し
- ✓ 採用時給与水準の改善や
役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

02

職員個々の成長を通じた
組織パフォーマンスの
向上施策

- ✓ 若手職員対象のキャリア支援研修等
の拡充
- ✓ 兼業の在り方の検討
- ✓ デジタルを活用した人事管理推進
- ✓ 役割・活躍に応じた処遇や人事配置の
円滑化に資する給与上の取組

03

多様なワークスタイル・ライフ
スタイル実現とWell-beingの
土台となる環境整備

- ✓ フレックスタイム制等の見直し、勤務間
のインターバル確保、テレワークガイド
ライン策定
- ✓ テレワーク関連手当の新設等
- ✓ 超過勤務の縮減、公務版の「健康経営」
の推進等、ゼロ・ハラスメントへの取組

異なるバックグラウンド、キャリア意識、人生設計を持つ

職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される公務を目指す

給与に関する勧告・報告 ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

初任給を引上げ (高卒:約8% [12,000円] 大卒:約6% [11,000円])、**ボーナスを0.10月分引上げ**、**在宅勤務等手当を新設**

【官民較差】 3,869円 [0.96%] → いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約2.7%、年収で約3.3%の給与改善

- ✓ **月例給** 初任給を始め若年層に重点を置いて俸給表を引上げ改定
【平均改定率】 1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 2.8% 等 【勧告後の本府省大卒初任給】 総合職 249,640円、一般職 242,640円
- ✓ **ボーナス** 年間 4.40 月分 → 4.50 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ
- ✓ **手当新設** テレワーク中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設
【月額:3,000円】
- ※ 月例給は本年4月分の民間給与、ボーナスは直近1年間（昨年8月～本年7月）の民間の支給状況を調査して、官民比較を実施
- ※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり
官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

勤務時間に関する勧告

フレックスタイム制を活用した「勤務時間を割り振らない日」の対象職員の拡大

- ✓ フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日（ゼロ割振り日）を設定可能に
- ✓ 現在、育児介護等職員に認められている措置を、一般の職員に拡大するもの
- ✓ 令和7年4月1日施行

7 むすび

職員の給与については、地方公務員法において、その職務と責任に応ずるものでなければならないとされ、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされている。

本委員会は、これまで述べてきた市職員の給与を決定するに当たって考慮すべき諸事情を総合的に勘案した結果、令和5年4月の公民較差等に基づく給与改定について勧告を行うこととした。

なお、職員の給与制度については、職務・職責に応じた給与を推進する観点から、より適切な制度の構築を進めるため、今後とも、国や他の地方公共団体、民間事業所の動向を踏まえながら検討を行っていくことが必要である。

(1) 令和5年4月の公民較差等に基づく給与改定について

ア 改定の基本的考え方

(月例給)

月例給については、第5表に示したとおり、本年4月時点で、市職員給与が民間給与を3,188円(0.84%)下回っていることから、市職員の給与水準を市内民間企業従業員の給与水準と均衡させること(民間準拠)を基本として、この較差に見合うよう市職員給与の引上げを行うことが適当である。

(特別給)

特別給(期末手当及び勤勉手当)については、第6表に示したとおり、市職員の特別給の年間支給月数(4.40月)が、民間における特別給の支給割合(4.51月)を下回っており、従来0.05月単位で改定を行

ってきていることから、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分とすることが適当である。

イ 改定すべき事項

次に掲げる項目ごとに、民間との較差のほか、国や他の地方公共団体の状況を考慮した改定を行うこと。

(7) 給料表

a 行政職給料表

行政職給料表については、市内民間事業所の初任給の状況及び本年の人事院勧告における俸給表の改定傾向等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うことが必要である。定年前再任用短時間勤務職員の給料月額については、常時勤務を要する定年前職員との均衡を踏まえ、所要の改定を行うことが適当である。

b 医療職給料表及び消防職給料表

医療職給料表及び消防職給料表については、行政職給料表の改定との均衡を基本として改定を行うことが必要である。

c 教育職給料表

教育職給料表については、教育職員の職務と責任の特殊性を踏まえ、福岡県等の他の地方公共団体の教育職給料表の改定状況を考慮した改定とすることが適当であるとしてきたところであり、本年においても従来と同様の取扱いとすることが適当である。

d 特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表

特定任期付職員給料表及び特定任期付教育職員給料表について

は、国に準拠した給料表としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

a bに掲げる職員以外の職員

市内民間事業所における賞与等の特別給の年間支給割合の状況や人事院勧告における特別給の改定状況を考慮し、以下のとおり改定を行うことが必要である。

- ① 現行の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.40月分については、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げ、4.50月分とすること。
- ② 本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.05月分引き上げることとし、来年度以降については、6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数が均等になるように配分すること。

b 定年前再任用短時間勤務職員並びに特定任期付職員及び特定任期付教育職員

国に準拠した支給月数としていることから、人事院勧告に準拠した改定を行うことが必要である。

ウ 実施時期

上記イの(ア)（cを除く。）の改定は、令和5年4月1日に遡及して実施する。また、(イ)の改定は、本年12月期以降の期末手当及び勤勉手当から実施する。

(2) 会計年度任用職員について

会計年度任用職員に対する勤勉手当については、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号。以下「改正法」という。）の公布に伴い発出された総務省の通知において、令和6年度から、対象となる会計年度任用職員に勤勉手当を適切に支給すべきものである旨が示されたところである。

また、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与については、改定された常勤職員の給与の種類その他の改定の内容及び当該会計年度任用職員の任期、勤務形態等を考慮の上、改定の実施時期を含め、当該常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて改定することを基本とするよう総務省から通知がなされたところである。

これらのことから、本市における会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給及び給与改定については、改正法の趣旨、国家公務員における取扱い及び本市の実情等を踏まえ、検討することが必要である。

(3) 職員の勤務環境の整備について

ア 時間外勤務の縮減等について

職員が、時間外勤務を縮減するとともに、計画的に休暇を取得することは、職員の健康を保持し、仕事と生活の調和を実現させる観点から重要な課題である。

本市においては、令和元年10月から、時間外勤務の上限を、原則年間360時間としているが、令和4年度において年間360時間を超えて時間外勤務を行った職員の割合は、第7表に示すとおり、全体の10.0%となっている。

このため今後も、任命権者において、引き続き、勤務時間管理の徹底を図ることはもちろん、職場全体における業務の一層の合理化や効率化を促進するほか、それぞれの事務事業を実施するにあたり適切な業務執行体制の整備に努めるとともに、状況に応じた業務配分の見直しや応援体制の確保等、時間外勤務の縮減に取り組むことが必要である。

また、教職員に関しては、教育委員会が令和4年4月に策定した「福岡市立学校における働き方改革推進プログラム」に基づき、教職員の勤務環境改善の取組等を進めているところである。教育委員会においては長時間勤務の要因の分析や必要な人員等の点検・検証等を通じて、学校における働き方改革の推進のための柔軟かつ適切な取組を実施し、教職員が心身の健康を保ちながら、授業や子どもたちへの指導に意欲的に臨める環境づくりを着実に進めることが必要である。

第7表 年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間の時間外勤務が360時間を超えた職員の割合	10.0%	12.1%	10.0%

(福岡市人事委員会調査)

イ メンタルヘルスの推進について

メンタルヘルスの推進は、職員が健康で充実した生活を送るとともに、その能力を十分に発揮して職務に取り組むためにも重要な課題である。

令和4年度に病気やけがで1月以上休んだ長期病休者の実態を見る

と、原因となった傷病で最も多いのは「心の病」で、全長期病休者の6割以上を占めており、依然として高い水準にある。

本市においては、「福岡市職員心の健康づくり計画」及び「福岡市立学校教職員心の健康づくり計画」に基づき、「未然防止」（1次予防）、「早期発見・早期対策」（2次予防）、「職場復帰支援・再発防止」（3次予防）の取組を総合的に推進しているところであるが、任命権者においては、より一層、心身の不調の要因を分析し、メンタルヘルスの推進に向けた効果的な対策をきめ細かに行っていくことが必要である。

ウ ハラスメントの防止について

職場におけるハラスメントを防止することは、職員が心の健康を保持し、その能力を十分に発揮できるような働きやすい勤務環境を整備する上で、重要な課題である。

本市においては、令和2年6月に、ハラスメントの防止等に関する要綱等の整備を行い、全職員に対してハラスメント防止のための取組を実施してきたところであるが、より一層当該防止のための取組を進めるとともに、より効果的な研修方法、相談しやすい態勢、ハラスメントの実態に応じた適切な対処方法等、事前・事後における対応策を講じ、良好な職場環境を確保していくことが必要である。

エ ワーク・ライフ・バランスの推進について

ワーク・ライフ・バランスの推進は、職員一人ひとりが、職務に精励し、その能力を十分に発揮するとともに、健康で豊かな生活を確保し、育児や介護等の責任を果たすためにも重要な課題である。

本市においては、「福岡市特定事業主行動計画」に基づき、仕事と育児の両立支援をはじめとしたさまざまな取組を実施してきたところである。また、子どもが生まれたすべての男性職員が安心して育児休業を取得できる職場づくりを目指すとして、令和4年9月に同計画における男性職員の育児休業取得率の数値目標を100%に改定した。

その結果、令和4年度における男性職員の育児休業取得率は、第8表に示すとおり60.5%と、令和3年度までの水準から大きく上昇したところである。さらに、令和5年8月には、当該数値目標における取得期間を1週間以上とし、取組を進めることとしている。

ワーク・ライフ・バランスの推進に関しては、これまで、さまざまな両立支援制度が整備されてきたところであるが、任命権者においては、引き続き、育児や介護等を担う職員自身の休暇・休業等の取得促進を図るとともに、当該休暇・休業等が取得される職場における業務環境の整備にも十分配慮して取り組んでいくことが必要である。

第8表 子どもが生まれた男性職員の育児休業取得率

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
取得率	14.3%	20.2%	33.5%	34.7%	60.5%

(任命権者公表資料「福岡市特定事業主行動計画 令和4年度の実施状況について」を基に作成)

(4) コンプライアンスの推進について

コンプライアンスの推進は、市政に対する市民からの信頼を確保するとともに、職員の人材育成や職場の活性化の面においても重要な課題である。

本市においては、全庁を挙げてコンプライアンスの推進に取り組んできたところであるが、とりわけ職員の非違行為は、市職員全体の信用失墜をも招きかねないものである。この非違行為の防止には、その原因を分析し、これに応じた対策を講じることが有益である。

もとより職員一人ひとりが、全体の奉仕者としての責任を一層自覚し、公務の内外を問わず、規律を遵守し、高い倫理観や使命感を持つことは当然のことであるが、任命権者においては、市民の信頼を確保していくためにも、改めて職員全体のコンプライアンス向上のための環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

－おわりに－

本委員会の給与勧告は、労働基本権を制約されている市職員の適正な処遇を確保するため、民間準拠を基本として行っているものである。

市議会及び市長におかれては、本委員会の給与勧告の意義や役割に深い理解を示され、給与勧告どおり速やかに実施されるよう要請する。

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、市職員の給与について民間との較差等を基に、次の措置をとるよう勧告する。

記

1 令和5年4月の公民較差等に基づく給与改定

(1) 給料表

報告の7の(1)のイの(ア)で述べた趣旨を踏まえ改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和5年12月期の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.25月分（管理職職員等にあつては、1.05月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分（管理職職員等にあつては、1.25月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給割合を0.7月分（管理職職員等にあつては、0.6月分）とし、勤勉手当の支給割合を0.5月分（管理職職員等にあつては、0.6月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分（管理職職員等にあつては、1.025月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（管理職職員等にあつては、1.225月分）とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6875月分（管理職職員等にあつては、0.5875月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.4875月分（管理職職員等にあつては、0.5875月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員及び特定任期付教育職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分とすること。

2 改定の実施時期

1の(1)の改定（教育職給料表を除く。）は、令和5年4月1日から実施すること。また、1の(2)のアについては令和5年12月1日から、1の(2)のイについては令和6年4月1日からそれぞれ実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 市職員給与関係資料

令和5年福岡市職員給与等実態調査の概要	21
第1表 市職員の給料表別平均給与月額等	22
第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額	24
第3表 市職員の扶養親族数の状況	26
・その1 扶養親族数別職員数	26
・その2 給料表別扶養親族数	27
第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況	28
第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況	29
第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況	30
第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員	31
・行政職給料表	31
・医療職給料表(1)	32
・医療職給料表(2)	32
・消防職給料表	33
・教育職給料表(1)	34
・教育職給料表(3)	34
・教育職給料表(4)	35
第8表 市職員の給料表別・級別・号給別人員	36
・行政職給料表	36
・医療職給料表(1)	39
・医療職給料表(2)	40
・消防職給料表	42
・教育職給料表(1)	44
・教育職給料表(3)	46
・教育職給料表(4)	48
第9表 市職員の給料表別職員数	50
第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布	50
第11表 任期付職員の給料表別人員	50

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	51
第12表 産業別・企業規模別調査事業所数	52
第13表 職種別・学歴別・企業規模別初任給	53
第14表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等	54
・その1 公民給与比較の対象職種	54
1 企業規模計	54
2 企業規模500人以上	56
3 企業規模100人以上500人未満	58
4 企業規模50人以上100人未満	60
・その2 公民給与比較の対象外職種	62
第15表 民間における初任給の改定状況	64
第16表 民間における家族手当の支給状況	64
第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	65
・その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	65
・その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況	65
第18表 民間における特別給の支給状況	66
第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	66
第20表 民間における定年制の状況	67
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	67
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	67

3 その他

第23表 物価及び生計費	68
--------------	----

《 参 考 》 給与勧告の流れ 69

《 参 考 》 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較） 70

1 市職員給与関係資料

令和5年福岡市職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的及び調査期日

この調査は本市に勤務する職員の給与等の実態を把握するため、令和5年4月1日を調査期日として、職員の給与等について調査したものである。

2 調査対象職員

一般職の職員のうち、技能・労務職員、水道局企業職員及び交通局企業職員並びに会計年度任用職員等を除いた職員を対象とした。

3 職員の分類

集計に当たっては、上記対象職員について、適用される給料表の種類により分類した。その分類は、次表のとおり。

分類	該当職員
行政職給料表適用職員	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表(1)適用職員	保健所に勤務する医師及び歯科医師等
医療職給料表(2)適用職員	保健所に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師等
消防職給料表適用職員	消防吏員
教育職給料表(1)適用職員	高等学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手並びに特別支援学校に勤務する実習助手等
教育職給料表(3)適用職員	特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
教育職給料表(4)適用職員	小学校及び中学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭等
特定任期付職員給料表適用職員	高度の専門的な知識経験等を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する特定任期付職員

注1 特定任期付教育職員給料表適用職員は、調査期日現在対象者がいないため表中の記載は省略している。

注2 教育職給料表(2)は平成31年4月1日に廃止。

第1表 市職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均 年齢	平均 経 験 年 数	平均 勤 続 年 数	性別人員構成比		学 歴 別 人	
					男性	女性	大学卒	短大卒
行政職給料表	6,775	39.2	17.6	15.6	57.5	42.5	65.2	5.7
医療職給料表(1)	18	46.8	21.2	9.0	38.9	61.1	100.0	—
医療職給料表(2)	248	39.7	16.9	14.5	1.2	98.8	98.4	1.6
消防職給料表	1,073	38.4	17.9	16.6	96.6	3.4	38.3	2.3
教育職給料表(1)	239	44.8	21.8	13.7	55.6	44.4	97.5	1.3
教育職給料表(3)	681	40.8	17.6	11.7	30.8	69.2	94.7	5.3
教育職給料表(4)	6,408	38.2	15.1	10.8	40.2	59.8	93.9	6.1
全 給 料 表	15,442	38.8	16.6	13.4	50.9	49.1	77.6	5.4

- (注) 1 行政職給料表には、高等学校、特別支援学校、小学校及び中学校における教育職員以外の学校職員を含む。
(以下関係各表について同じ。)
- 2 任期付職員及び再任用職員は含まれていない。(以下第10表までについて同じ。)
- 3 「構成比」は、小数点第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100にならない場合がある。
(以下関係各表について同じ。)
- 4 「給料」には、各教育職給料表適用職員のうち4級である職員への加算額、給料の調整額及び教職調整額を含む。
(以下関係各表について同じ。)
- 5 「その他」とは、単身赴任手当(基礎額)、初任給調整手当及びへき地手当等の合計である。
(以下関係各表について同じ。)

(参 考)

技能・労務職給料表	381	48.3	27.2	20.9	53.0	47.0	1.6	31.0
水道局企業職給料表	472	38.2	17.7	16.6	85.6	14.4	42.2	5.3
交通局企業職給料表	535	40.8	20.3	17.8	88.0	12.0	29.2	8.4

全 給 料 表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	16,830	39.1	17.0	13.8	53.1	46.9	73.4	6.1
-----------------------------------	--------	------	------	------	------	------	------	-----

員 構 成 比		平 均 給 与 月 額						
高校卒	中学卒	計	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
%	%	円	円	円	円	円	円	円
28.9	0.2	371,713	311,249	8,887	32,888	10,459	8,210	20
—	—	871,703	455,983	7,794	83,431	5,917	57,667	260,911
—	—	358,995	310,810	2,843	31,828	8,885	4,629	—
59.4	—	372,998	309,967	16,509	33,062	9,316	4,144	—
1.3	—	448,557	386,133	11,003	39,997	8,588	2,836	—
—	—	419,049	362,439	7,533	37,223	9,595	2,259	—
—	—	390,503	334,769	7,372	34,603	9,619	3,892	248
16.8	0.1	383,255	324,498	8,663	33,955	9,934	5,790	415

66.1	1.3	368,326	318,463	10,859	32,932	6,072	—	—
52.3	0.2	359,753	300,684	9,774	31,673	11,351	6,271	—
62.2	0.2	366,782	307,103	11,624	32,269	11,820	3,966	—

20.4	0.1	381,735	323,141	8,838	33,814	9,946	5,614	382
------	-----	---------	---------	-------	--------	-------	-------	-----

第2表 市職員の給料表別・級別平均給与月額

給与の種類 給料表・職務の級		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
		円	円	円	円	円	円	円
行政 職 給 料 表	平均	371,713	311,249	8,887	32,888	10,459	8,210	20
	1級	190,978	162,167	450	16,262	11,978	—	121
	2級	246,023	207,953	1,635	20,959	15,468	—	8
	3級	329,521	280,089	7,603	28,792	13,037	—	—
	4級	399,099	344,456	10,577	35,503	8,563	—	—
	5級	448,344	386,098	15,045	40,222	6,960	—	19
	6級	590,093	434,062	15,764	53,400	4,803	82,000	64
	7級	654,054	474,190	14,554	59,335	5,737	100,000	238
	8級	704,242	511,449	7,100	63,747	3,027	118,919	—
医療 職 給 料 表 (1)	平均	871,703	455,983	7,794	83,431	5,917	57,667	260,911
	1級	*	*	*	*	*	*	*
	2級	751,263	369,833	1,917	59,480	13,083	—	306,950
	3級	948,617	463,675	16,150	89,892	—	82,000	296,900
	4級	969,602	540,333	6,867	103,552	4,667	100,000	214,183
	5級	*	*	*	*	*	*	*
医療 職 給 料 表 (2)	平均	358,995	310,810	2,843	31,828	8,885	4,629	—
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	266,438	227,751	888	22,864	14,935	—	—
	3級	339,843	298,262	3,250	30,151	8,180	—	—
	4級	400,093	354,120	2,896	35,702	7,375	—	—
	5級	439,745	393,663	3,737	39,740	2,605	—	—
	6級	576,942	432,193	10,300	52,449	—	82,000	—
消 防 職 給 料 表	平均	372,998	309,967	16,509	33,062	9,316	4,144	—
	1級	254,572	211,118	4,513	21,563	17,378	—	—
	2級	351,145	291,073	19,091	31,016	9,965	—	—
	3級	423,582	358,072	22,970	38,104	4,436	—	—
	4級	471,276	400,514	24,818	42,533	3,411	—	—
	5級	600,880	442,692	19,553	54,424	2,211	82,000	—
	6級	646,474	474,700	10,883	58,558	2,333	100,000	—
	7級	*	*	*	*	*	*	*

(注) 「*」は、該当者が1名の場合である。

給与の種類		計	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他
教育職給料表(1)	平均	円 448,557	円 386,133	円 11,003	円 39,997	円 8,588	円 2,836	円 —
	1級	*	*	*	*	*	*	*
	2級	441,330	382,486	10,741	39,322	8,781	—	—
	3級	470,153	407,645	19,767	42,741	—	—	—
	4級	576,704	445,575	16,738	51,791	7,000	55,600	—
	5級	612,317	469,300	1,167	54,817	9,333	77,700	—
教育職給料表(3)	平均	419,049	362,439	7,533	37,223	9,595	2,259	—
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	409,081	355,981	6,907	36,288	9,905	—	—
	3級	499,192	433,403	14,421	44,782	6,586	—	—
	4級	559,186	426,431	20,588	50,204	6,938	55,025	—
	5級	606,014	469,878	5,700	54,870	2,444	73,122	—
教育職給料表(4)	平均	390,503	334,769	7,372	34,603	9,619	3,892	248
	1級	—	—	—	—	—	—	—
	2級	375,499	325,439	6,369	33,180	10,308	—	203
	3級	465,624	399,856	19,347	41,920	4,501	—	—
	4級	531,348	412,226	17,870	47,824	4,318	48,138	972
	5級	570,450	441,403	10,330	51,646	1,495	64,723	853

第3表 市職員の扶養親族数の状況

その1 扶養親族数別職員数（全給料表）

区 分		該 当 職 員 数	うち扶養親族である 配偶者を有する者
扶養親族数			
1	人	2,008	566
2	人	2,065	614
3	人	1,285	805
4	人	364	293
5	人	66	58
6	人以上	4	1
計		5,792	2,337

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。
(以下関係各表について同じ。)

(参考) 扶養親族数別職員数（行政職給料表）

区 分		該 当 職 員 数	うち扶養親族である 配偶者を有する者
扶養親族数			
1	人	956	292
2	人	950	322
3	人	576	368
4	人	157	126
5	人	16	15
6	人以上	2	1
計		2,657	1,124

その2 給料表別扶養親族数

区分 給料表	扶養親族数			該当職員 平均扶養 親族数	全職員 平均扶養 親族数
	配偶者	子	父母等		
	人	人	人	人	人
行政職給料表	1,124	4,018	164	2.0	0.8
医療職給料表(1)	2	9	2	1.4	0.7
医療職給料表(2)	5	49	3	1.7	0.2
消防職給料表	401	1,178	19	2.3	1.5
教育職給料表(1)	62	169	7	2.2	1.0
教育職給料表(3)	71	353	17	2.0	0.6
教育職給料表(4)	672	3,393	87	2.0	0.6
全給料表	2,337	9,169	299	2.0	0.8

(参考)

技能・労務職給料表	76	261	16	2.0	0.9
水道局企業職給料表	111	294	14	2.0	0.9
交通局企業職給料表	162	388	11	2.0	1.0

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	2,686	10,112	340	2.0	0.8
--------------------------------	-------	--------	-----	-----	-----

第4表 市職員の給料表別住居手当の支給状況

区分 給料表		借 家 ・ 借 間					配偶者の 居住する 借家・借間
		受給者数	手 当 月 額 11,000円以下 の受給者数	手 当 月 額 11,100円以上 28,000円未満 の受給者数	手 当 月 額 28,000円 受 給 者 数	受給者平均 手 当 月 額	
行政職給料表	人員(人) 構成比(%)	2,681 (100.0)	3 (0.1)	995 (37.1)	1,683 (62.8)	26,426 円	受給者人数 2
医療職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	4 (100.0)	— (—)	1 (25.0)	3 (75.0)	26,625	
医療職給料表(2)	人員(人) 構成比(%)	81 (100.0)	— (—)	23 (28.4)	58 (71.6)	27,204	
消防職給料表	人員(人) 構成比(%)	374 (100.0)	— (—)	133 (35.6)	241 (64.4)	26,727	
教育職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	77 (100.0)	— (—)	25 (32.5)	52 (67.5)	26,657	受給者平均 手 当 月 額 (円) 14,000
教育職給料表(3)	人員(人) 構成比(%)	247 (100.0)	2 (0.8)	91 (36.8)	154 (62.3)	26,455	
教育職給料表(4)	人員(人) 構成比(%)	2,335 (100.0)	7 (0.3)	841 (36.0)	1,487 (63.7)	26,392	
全 給 料 表	人員(人) 構成比(%)	5,799 (100.0)	12 (0.2)	2,109 (36.4)	3,678 (63.4)	26,447	

(参 考)

技能・労務職 給料表	人員(人) 構成比(%)	92 (100.0)	2 (2.2)	41 (44.6)	49 (53.3)	25,148	受給者人数 —
水道局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	206 (100.0)	— (—)	85 (41.3)	121 (58.7)	26,008	受給者平均 手 当 月 額
交通局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	241 (100.0)	1 (0.4)	96 (39.8)	144 (59.8)	26,240	(円) —

全 給 料 表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人員(人) 構成比(%)	6,338 (100.0)	15 (0.2)	2,331 (36.8)	3,992 (63.0)	26,406	受給者人数 2
							受給者平均 手 当 月 額 (円) 14,000

第5表 市職員の給料表別管理職手当の支給状況

給料表 \ 区分	受給者数	受給者 平均手当月額	全職員 平均手当月額
	人	円	円
行政職給料表	634	87,732	8,210
医療職給料表(1)	11	94,364	57,667
医療職給料表(2)	14	82,000	4,629
消防職給料表	51	87,176	4,144
教育職給料表(1)	11	61,627	2,836
教育職給料表(3)	25	61,540	2,259
教育職給料表(4)	453	55,054	3,892
全給料表	1,199	74,570	5,790

(参考)

技能・労務職給料表	—	—	—
水道局企業職給料表	35	84,571	6,271
交通局企業職給料表	25	84,880	3,966

全給料表 (技能・労務職給料表等を含めた場合)	1,259	75,053	5,614
----------------------------	-------	--------	-------

第6表 市職員の給料表別通勤手当の支給状況

給料表		区分	交通機関 の 利用者数	交通用具 の 利用者数	交通機関等 と交通用具 の併用者数	計	通勤手当 受給者平均 手当月額
							円
行政職給料表	人員(人) 構成比(%)	5,154 (84.4)	544 (8.9)	409 (6.7)	6,107 (100.0)	12,458	
医療職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	15 (93.8)	1 (6.3)	— (—)	16 (100.0)	13,500	
医療職給料表(2)	人員(人) 構成比(%)	194 (87.8)	10 (4.5)	17 (7.7)	221 (100.0)	11,713	
消防職給料表	人員(人) 構成比(%)	382 (38.2)	569 (56.9)	49 (4.9)	1,000 (100.0)	10,769	
教育職給料表(1)	人員(人) 構成比(%)	13 (5.9)	206 (93.6)	1 (0.5)	220 (100.0)	6,760	
教育職給料表(3)	人員(人) 構成比(%)	76 (12.7)	516 (86.4)	5 (0.8)	597 (100.0)	6,519	
教育職給料表(4)	人員(人) 構成比(%)	788 (14.2)	4,678 (84.5)	69 (1.2)	5,535 (100.0)	5,131	
全給料表	人員(人) 構成比(%)	6,622 (48.3)	6,524 (47.6)	550 (4.0)	13,696 (100.0)	9,012	

(参考)

技能・労務職 給料表	人員(人) 構成比(%)	71 (20.9)	264 (77.6)	5 (1.5)	340 (100.0)	6,757
水道局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	326 (73.8)	70 (15.8)	46 (10.4)	442 (100.0)	13,537
交通局企業職 給料表	人員(人) 構成比(%)	386 (79.1)	62 (12.7)	40 (8.2)	488 (100.0)	13,155

全給料表 (技能・労務職給料表 等を含めた場合)	人員(人) 構成比(%)	7,405 (49.5)	6,920 (46.2)	641 (4.3)	14,966 (100.0)	9,230
--------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	--------------	-------------------	-------

第7表 市職員の給料表別・級別・年齢別人員

行政職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	29								29	0.4
19	38								38	0.6
20	55	1							56	0.8
21	49	3							52	0.8
22	47	145							192	2.8
23	26	159							185	2.7
24	8	202							210	3.1
25	13	182							195	2.9
26	6	163	7						176	2.6
27	1	192	15						208	3.1
28	4	159	39						202	3.0
29	1	144	67						212	3.1
30		116	93	5					214	3.2
31	3	77	134	11					225	3.3
32	2	42	99	33	2				178	2.6
33		20	121	43	6				190	2.8
34	2	21	113	63	24				223	3.3
35	1	12	95	56	19				183	2.7
36		10	91	71	24				196	2.9
37		7	72	61	39	1			180	2.7
38	1	6	41	57	40	1			146	2.2
39		4	34	52	44				134	2.0
40		4	27	62	58	1	1		153	2.3
41	1	3	11	54	61	3			133	2.0
42		2	17	70	71	5			165	2.4
43			16	77	88	9	1		191	2.8
44	1	1	12	57	86	13		1	171	2.5
45		1	6	62	79	18	1		167	2.5
46		1	3	76	94	24			198	2.9
47			11	46	93	26			176	2.6
48		1	2	59	98	29	3		192	2.8
49			5	53	70	27	5		160	2.4
50		2	5	42	88	35	12	1	185	2.7
51			3	54	82	31	10		180	2.7
52		1		35	63	28	10	2	139	2.1
53			3	47	73	33	14	4	174	2.6
54		1	1	36	54	30	17	4	143	2.1
55				42	58	36	12	3	151	2.2
56			2	34	48	29	9	4	126	1.9
57		1	1	34	40	34	12	2	124	1.8
58				16	34	23	6	7	86	1.3
59				24	56	35	13	9	137	2.0
60以上										
計	288	1,683	1,146	1,432	1,592	471	126	37	6,775	100.0
構成比 %	4.3	24.8	16.9	21.1	23.5	7.0	1.9	0.5	100.0	

医療職給料表(1)

医療職給料表(2)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30						2	11.1
31	1	1				2	11.1
32							
33		1				1	5.6
34							
35		1				1	5.6
36		1				1	5.6
37							
38		1				1	5.6
39			1			1	5.6
40							
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47			1			1	5.6
48							
49							
50		1		1		2	11.1
51			1			1	5.6
52			1			1	5.6
53				2		2	11.1
54							
55							
56							
57				1		1	5.6
58				1		1	5.6
59				1		1	5.6
60以上					1	1	5.6
計	1	6	4	6	1	18	100.0
構成比%	5.6	33.3	22.2	33.3	5.6	100.0	

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	%
18								
19								
20								
21								
22								
23		9					9	3.6
24		9					9	3.6
25		7					7	2.8
26		7					7	2.8
27		9					9	3.6
28		6					6	2.4
29		5	3				8	3.2
30		5	2				7	2.8
31		5	1				6	2.4
32		5	1				6	2.4
33		3	1				4	1.6
34		4	5				9	3.6
35		3	5				8	3.2
36		2	9				11	4.4
37		3	9	3			15	6.0
38		3	3	2			8	3.2
39			3	2			5	2.0
40			1	1			2	0.8
41			4	5			9	3.6
42				5	1		6	2.4
43			1	5	3		9	3.6
44			1	6			7	2.8
45				3	1		4	1.6
46				4	2		6	2.4
47				2	10		12	4.8
48				2	1		3	1.2
49				3	1		4	1.6
50				3	7	3	13	5.2
51			1	3	1		5	2.0
52				2	3		5	2.0
53					3	2	5	2.0
54				2	1	1	4	1.6
55				1	1		2	0.8
56				1	4		5	2.0
57					1	3	4	1.6
58				1	2	1	4	1.6
59					1	4	5	2.0
60以上								
計	—	85	50	56	43	14	248	100.0
構成比%	—	34.3	20.2	22.6	17.3	5.6	100.0	

消防職給料表

職務の級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	人	人	%
18	2							2	0.2
19	7							7	0.7
20	15							15	1.4
21	19							19	1.8
22	22							22	2.1
23	33							33	3.1
24	44							44	4.1
25	36							36	3.4
26	31	1						32	3.0
27	29	2						31	2.9
28	24	9						33	3.1
29	25	13						38	3.5
30	16	20						36	3.4
31	11	30						41	3.8
32	6	26	1					33	3.1
33	2	19						21	2.0
34	5	23	8					36	3.4
35	1	21	8					30	2.8
36		16	9					25	2.3
37		17	15	2				34	3.2
38		12	19	1				32	3.0
39		9	23	4				36	3.4
40		1	18	6				25	2.3
41		2	13	11				26	2.4
42			10	5				15	1.4
43		5	6	9				20	1.9
44		1	15	6				22	2.1
45		2	15	10	1			28	2.6
46		1	9	13	1			24	2.2
47		2	5	12	2			21	2.0
48			9	9	1			19	1.8
49			7	5	3			15	1.4
50			9	11	1			21	2.0
51			6	8	3			17	1.6
52			8	9	1	1		19	1.8
53			6	3	2	1		12	1.1
54			11	5	3			19	1.8
55			14	11	4			29	2.7
56			15	4	4	2	1	26	2.4
57			7	7	6	4		24	2.2
58			9	9	4	2		24	2.2
59			14	13	2	2		31	2.9
60以上									
計	328	232	289	173	38	12	1	1,073	100.0
構成比 %	30.6	21.6	26.9	16.1	3.5	1.1	0.1	100.0	

教育職給料表(1)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22		2				2	0.8
23		3				3	1.3
24		1				1	0.4
25							
26		6				6	2.5
27		3				3	1.3
28		8				8	3.3
29		3				3	1.3
30		3				3	1.3
31		4				4	1.7
32		5				5	2.1
33		3				3	1.3
34		2				2	0.8
35		6				6	2.5
36		9	1			10	4.2
37		7				7	2.9
38		4				4	1.7
39		6				6	2.5
40		7	1			8	3.3
41		7	1			8	3.3
42		4				4	1.7
43		5	1			6	2.5
44		4				4	1.7
45		9				9	3.8
46	1	11				12	5.0
47		4				4	1.7
48		8				8	3.3
49		10		1		11	4.6
50		8		3		11	4.6
51		8		1		9	3.8
52		12				12	5.0
53		4		1		5	2.1
54		7		1		8	3.3
55		6				6	2.5
56		8				8	3.3
57		8				8	3.3
58		11		1	3	15	6.3
59		5	2			7	2.9
60以上							
計	1	221	6	8	3	239	100.0
構成比%	0.4	92.5	2.5	3.3	1.3	100.0	

教育職給料表(3)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20							
21							
22		25				25	3.7
23		14				14	2.1
24		9				9	1.3
25		22				22	3.2
26		21				21	3.1
27		20				20	2.9
28		11				11	1.6
29		19				19	2.8
30		14				14	2.1
31		18				18	2.6
32		15				15	2.2
33		21				21	3.1
34		22				22	3.2
35		16				16	2.3
36		20				20	2.9
37		23	1			24	3.5
38		30	2			32	4.7
39		24	1			25	3.7
40		18	1			19	2.8
41		16	3	1		20	2.9
42		13				13	1.9
43		13	2			15	2.2
44		18	1	1		20	2.9
45		15		3		18	2.6
46		9				9	1.3
47		20	2	1		23	3.4
48		8	3	2		13	1.9
49		11		1		12	1.8
50		17		1		18	2.6
51		11	1	1	1	14	2.1
52		8	3	1		12	1.8
53		10				10	1.5
54		11	3	2	1	17	2.5
55		14		1	1	16	2.3
56		11				11	1.6
57		18	3		2	23	3.4
58		21			4	25	3.7
59		20	3	1		24	3.5
60以上		1				1	0.1
計	—	627	29	16	9	681	100.0
構成比%	—	92.1	4.3	2.3	1.3	100.0	

教育職給料表(4)

職務 の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	計	構成比
歳	人	人	人	人	人	人	%
18							
19							
20		1				1	0.0
21		2				2	0.0
22		216				216	3.4
23		202				202	3.2
24		169				169	2.6
25		215				215	3.4
26		195				195	3.0
27		281				281	4.4
28		247				247	3.9
29		228				228	3.6
30		249				249	3.9
31		191	1			192	3.0
32		196				196	3.1
33		232	3			235	3.7
34		239				239	3.7
35		219	3			222	3.5
36		218	3			221	3.5
37		189	4			193	3.0
38		164	8	4		176	2.8
39		190	13	5		208	3.3
40		163	14	5		182	2.8
41		159	17	6		182	2.8
42		143	18	11		172	2.7
43		117	9	9		135	2.1
44		128	13	19		160	2.5
45		117	15	14		146	2.3
46		103	14	15		132	2.1
47		79	5	14	1	99	1.5
48		102	4	18	3	127	2.0
49		75	6	17	4	102	1.6
50		68	10	20	2	100	1.6
51		58	4	14	3	79	1.2
52		41	3	16	7	67	1.1
53		62	1	6	7	76	1.2
54		66	3	12	14	95	1.5
55		73	7	12	22	114	1.8
56		86	5	10	22	123	1.9
57		79	6	16	39	140	2.2
58		102	6	14	26	148	2.3
59		89	6	11	36	142	2.2
60以上							
計	—	5,753	201	268	186	6,408	100.0
構成比%	—	89.8	3.1	4.2	2.9	100.0	

第 8 表 市職員の給料表別・級別・号給別人員

行政職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
1								
2								
3								
4		1						
5								
6								
7	51	6						
8								
9								
10	45	31						
11	15	3						
12	1	53						
13	1	3	8					
14	52	12						
15	10	136						
16	2	9						
17	1	44	1				1	
18	43	87						
19	5	45	18					
20	2	14						
21	1	43	8					
22	15	105	13					
23	7	47	25					
24		17	1					2
25	2	47	3					
26	4	71	41					3
27	1	56	51	9	2			5
28	1	16	2		3			3
29		18	11	1		2		1
30	5	104	34				2	2
31	4	24	45	12				
32		18	45		1			
33		11	9	5	5			1
34	3	77	39	3		1	6	3
35	1	40	42	32	4		2	4
36		33	40	7	7	1	2	2
37		9	9	4	4	1	3	1
38	2	89	23	5	3		5	1
39		62	39	21	2	1	6	1
40		22	50	6	13		11	
41	1	6	14	24	4	3	9	2
42		45	33	4	2	2	5	1
43		47	24	23	5	9	5	
44	1	18	48	11	24	3	6	
45		7	26	26	8	3	3	3
46		32	38	7	4	3	5	1
47	2	22	18	13	11	6	6	1
48		17	41	21	26	7	9	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
49		7	26	35	4	9	4	
50	1	23	18	11	8	5	2	
51	1	9	19	14	4	16	5	
52		12	29	19	36	11	6	
53	1	9	28	37	12	12	4	
54	1	11	27	17	16	14	3	
55		2	11	12	10	23	2	
56		6	21	19	32	19	1	
57		3	17	18	20	20	2	
58	1	4	5	21	8	17	1	
59		3	7	6	16	20	1	
60		9	21	14	31	24	2	
61			5	22	21	18	1	
62		5	5	13	11	15	1	
63		6	3	1	30	22		
64	1	2	6	9	40	20	1	
65		3	13	12	24	12	1	
66		1	5	18	18	11		
67		4	1	5	37	13	2	
68		3	9	20	17	5	1	
69		1	2	9	25	11		
70		2	4	17	22	10		
71	1	1	2	11	37	10		
72		2	6	29	29	10		
73	3		3	23	35	8		
74			3	9	24	5		
75		1		10	29	10		
76			2	24	37	4		
77		1	12	31	21	4		
78			3	14	13	6		
79		1	2	11	31	6		
80			2	23	22	4		
81		1	4	21	33	3		
82			1	10	12	3		
83			1	11	36	6		
84		2	2	7	15	4		
85			2	23	38	2		
86			2	14	17	1		
87			2	12	34	3		
88				15	11	1		
89		2	3	13	33	5		
90			2	9	22			
91				14	32	3		
92			1	13	20			
93			1	20	28	4		
94				30	22			
95				11	32			
96				13	19			
97			1	11	18			
98				10	13			
99				7	33			
100				10	23			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	人	人	人	人	人	人	人	人
101				15	29			
102			1	20	23			
103				8	14			
104				11	14			
105				12	22			
106				14	13			
107				10	16			
108				8	21			
109			7	18	11			
110				22	13			
111				9	11			
112				16	11			
113				10	9			
114				17	6			
115				9	10			
116				6	6			
117				13	4			
118				16	6			
119				13	1			
120				6	1			
121				8	4			
122				19	1			
123				8	2			
124				7	1			
125				95	4			
計	288	1,683	1,146	1,432	1,592	471	126	37
							総計	6,775

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下関係各表について同じ。)

医療職給料表(1)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16		1			
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25			1		
26					
27					
28					
29					
30					
31		1			
32		1			
33					
34				1	
35					
36					
37					
38		1			
39					
40	1				
41					
42					
43		1			
44					
45					1
46					
47					
48			1	1	
49					
50					
51					
52					

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
53	人	人	人	人	人
54			1	1	
55					
56					
57			1		
58					
59					
60		1			
61					
62					
63					
64				1	
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75				1	
76					
77				1	
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	1	6	4	6	1
				総計	18

医療職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22		9				
23			1			
24						
25						
26		6				
27		3	2			
28						
29						
30		8				
31		1				
32			3			
33						
34		6				
35		1				
36		1				
37						
38		7	1			
39		1				
40		3	1			
41						
42		3	4			
43			1			
44		1	4			
45			1			
46		6	3			
47		1	1			
48		1	3			
49				1		
50		3	3			1
51		1				1
52			2			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
53	人	人	人	人	人	人
54		1	4	2	1	
55			1		1	
56			1			1
57		2	4	2	2	1
58		3				1
59						2
60		2		1		2
61		1	1	1		1
62				1		
63				1		
64		1	4	1	1	1
65		2	2	1		1
66			1			1
67		1			1	
68		1				
69		2		2	2	
70			1	2		
71				1	3	
72		1				
73		4		1		
74				2	2	1
75					4	
76					2	
77				3	3	
78				4	2	
79					1	
80				1		
81		1		3	1	
82				1	1	
83				1	2	
84				1		
85				1	2	
86				1		
87				3	1	
88						
89				2		
90				1		
91				1	1	
92				1		
93					1	
94					1	
95				1		
96					2	
97				1	1	
98				1		
99						
100						
101				2	1	
102				1		
103					1	
104				1		

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
105			1		1	
106				1	1	
107						
108				1	1	
109						
110						
111						
112						
113				1		
114				1		
115						
116						
117				1		
118						
119						
120						
121				2		
計	—	85	50	56	43	14
					総計	248

消防職給料表

職務 の級 号給	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級							職務 の級 号給	1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級						
	人	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	
1								53	1	6		3		2	
2								54		8	2	1			
3								55	3			4	1		
4								56	8	11	14			1	
5	5							57	2	3	1	3	2		
6								58		8	2				
7								59	1	1		6	2		
8	11							60	5	5	30	1			
9	3							61	2	3		5			
10								62		3		1			
11								63	1	3	1	6	1		
12	22							64	1	1	13				
13	2							65				3	1		
14								66			1		1		
15								67			1	4	2		
16	9							68			6	1	3		
17	3							69	1			6	3		
18								70			4	2	1		
19		1						71			3	6	1		
20	19							72		1	8	2	3		
21	9							73			2	4	1		
22		1						74		1	1		4		
23		5						75			4	2	3		
24	30							76			6	3	3		
25								77		1	3	5			
26		3						78		1	1				
27	13	10						79			4		2		
28	26							80		1	1		1		
29	2							81		1	4	3			
30	1	9						82			2	1			
31	10	3						83		1	1	7			
32	20	8						84			2		1		
33								85		1	6	5			
34		3						86		1	2				
35	18	16						87		1	6	4			
36	15	14				1		88			6	1			
37		2	1					89		1	5	3			
38		1						90							
39	5	15				2		91		1	2	5			
40	9	8				2		92				4			
41	1	1						93		1	2	7			
42		2						94			1				
43	16	9				1		95			2	1			
44	17	10		1				96			3	2			
45	1	2						97			3	1			
46		3						98			2				
47	15	2		1		1	1	99				1			
48	7	19	10	1				100			4	1			
49								101				2			
50		3			2	1		102			2				
51	5			2				103				3			
52	9	17	10			1		104			1	4			

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
105			4	4			
106			2				
107				6			
108				1			
109			3	4			
110			4	4			
111				4			
112				5			
113			2	2			
114			5	1			
115			1	4			
116			5	4			
117			1	3			
118			6	2			
119							
120			2	1			
121			2				
122			8				
123							
124			3				
125			56				
計	328	232	289	173	38	12	1
						総計	1,073

教育職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8		2			
9		1			
10					
11					
12		1			
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20		5			
21		1			
22		1			
23					
24		4			
25					
26					
27					
28		6			
29		1			
30					1
31					
32		2			
33		1			
34					2
35					
36		5			
37		2			
38		1			
39					
40		2			
41		1	1		
42					
43				1	
44		2			
45					
46		2			
47					
48		3			
49					
50		2			
51			1		
52			1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53					
54		1			
55					
56		3			
57		1			
58		2	1		
59					
60		3			
61					
62		6		1	
63					
64		2			
65				1	
66		4			
67		2			
68				2	
69				1	
70		3		1	
71					
72		1			
73					
74		4			
75				1	
76		4			
77					
78		3			
79					
80		1			
81		1			
82		5			
83					
84		2			
85					
86		4			
87					
88		1			
89					
90		4			
91		1			
92					
93		2			
94		3			
95		1			
96		2			
97					
98		3			
99					
100					
101					
102		2			
103					
104		2			

職務の級 号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		1			
106		6			
107					
108		1			
109					
110		2			
111		1			
112		2			
113		1			
114		2			
115		2			
116		1	2		
117					
118		5			
119		1			
120		1			
121	1	1			
122					
123		2			
124		1			
125		1			
126		1			
127		3			
128		1			
129		2			
130		1			
131		4			
132		1			
133					
134		4			
135		1			
136		2			
137		1			
138		6			
139		1			
140		3			
141		6			
142		6			
143		4			
144		2			
145		4			
146		6			
147		6			
148		2			
149					
150		1			
151					
152					
153		2			
154					
155					
156					

職務の級 号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	1	221	6	8	3
				総計	239

教育職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5		27			
6					
7					
8		11			
9		3			
10					
11					
12		5			
13		5			
14					
15					
16		16			
17		5			
18					
19		1			
20		18			
21		5			
22					
23		1			
24		14		1	1
25		3			
26					
27		2			
28		15			
29		2			1
30		1			
31		1			2
32		15			
33		2			
34					1
35				2	1
36		17			
37		3			
38		1			
39				1	
40		17	1	1	
41			1		1
42		1			
43		1	1		
44		12			1
45		5	1		1
46		1			
47		3		1	
48		15		1	
49		2			
50		1			
51		2			
52		18			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		4	1		
54		2			
55		2	1	2	
56		8	1	1	
57		4	1	2	
58		8			
59		3			
60		14			
61		3			
62		2	1		
63		2	1	1	
64		16			
65		4		1	
66		10	1		
67		3			
68		19			
69		2		1	
70		5			
71		4			
72		4	1		
73		1		1	
74		2			
75		2			
76		8			
77		2			
78		5			
79		2			
80		13	1		
81		1			
82		4	2		
83		3			
84		7	1		
85		5			
86		5	1		
87		2			
88		1			
89		4			
90		1	1		
91		4	1		
92		7			
93		5	1		
94					
95					
96		4	1		
97		4	1		
98		5			
99		4			
100		6			
101		2	1		
102		2			
103		3			
104		2			

職務の級 号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		3	1		
106			1		
107		2	1		
108		4			
109		2			
110			2		
111					
112		2	1		
113		2			
114		1			
115		3			
116		3			
117		2			
118					
119		2			
120		5			
121		2			
122		2			
123		4			
124					
125		2			
126		3			
127					
128		2			
129		6			
130		3			
131		7			
132		3			
133		6			
134		8			
135		10			
136		8			
137		7			
138		7			
139		5			
140		3			
141		7			
142		4			
143		9			
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153		2			
154					
155					
156					

職務の級 号給	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	—	627	29	16	9
				総計	681

教育職給料表(4)

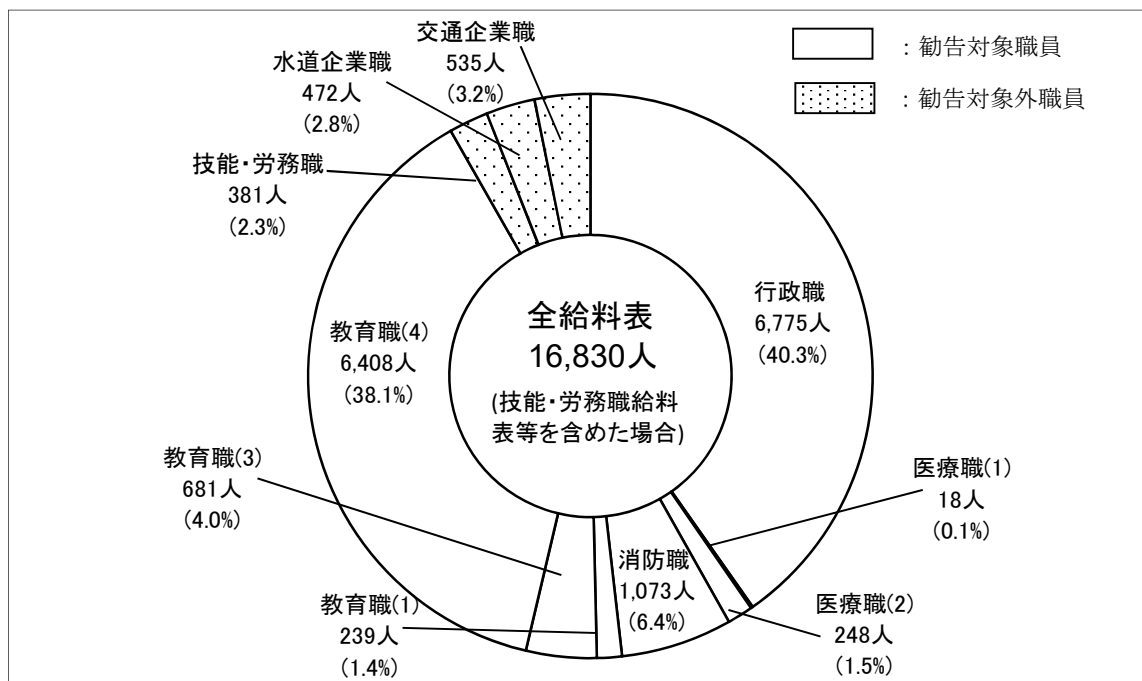
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					1
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					1
10		2			
11		1			
12					2
13					
14		2			1
15		1			
16			1		1
17		246			1
18		2			2
19		3			3
20		161			4
21		34			3
22		2		1	18
23		5			16
24		134	1	1	15
25		33			7
26		1			8
27		4			7
28		163	3	2	10
29		50			1
30		4	1		9
31		5		1	14
32		173	1	2	3
33		45			8
34		5	1	3	7
35		5		1	3
36		262		4	4
37		23			6
38		9	1	1	7
39		9			5
40		228	4	2	8
41		22	3	2	2
42		8	3	2	1
43		6	1	3	3
44		197	5	1	5
45		11	1	2	
46		24	2	2	
47		10	4	3	
48		186	6		
49		25	2	8	
50		19	1		
51		12	4	4	
52		152	5	7	

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
53		15	4	2	
54		35	3	3	
55		18	4	8	
56		177	6	6	
57		23	6	5	
58		26	2	5	
59		19	4	5	
60		169	2	5	
61		17	4	5	
62		40	2	2	
63		21	3	7	
64		165	5	4	
65		22	9	5	
66		42	3	2	
67		28	5	3	
68		127	2	3	
69		18	6	10	
70		56	3	4	
71		19	1	5	
72		130	1	7	
73		21	5	8	
74		36	1	9	
75		29	4	10	
76		117	3	4	
77		19	3	3	
78		35	2	8	
79		20	3	5	
80		109	2	3	
81		22	1	2	
82		53		6	
83		34	1	4	
84		89		3	
85		22	3	4	
86		38	1	8	
87		31	3	3	
88		82	3	2	
89		23	2	3	
90		33	1	2	
91		23	2	2	
92		65	3	3	
93		18	1	6	
94		35		1	
95		31	2	1	
96		56	1	4	
97		31	1	4	
98		28		1	
99		28	3	1	
100		47	1	3	
101		25		2	
102		30	1	2	
103		32		2	
104		34	1		

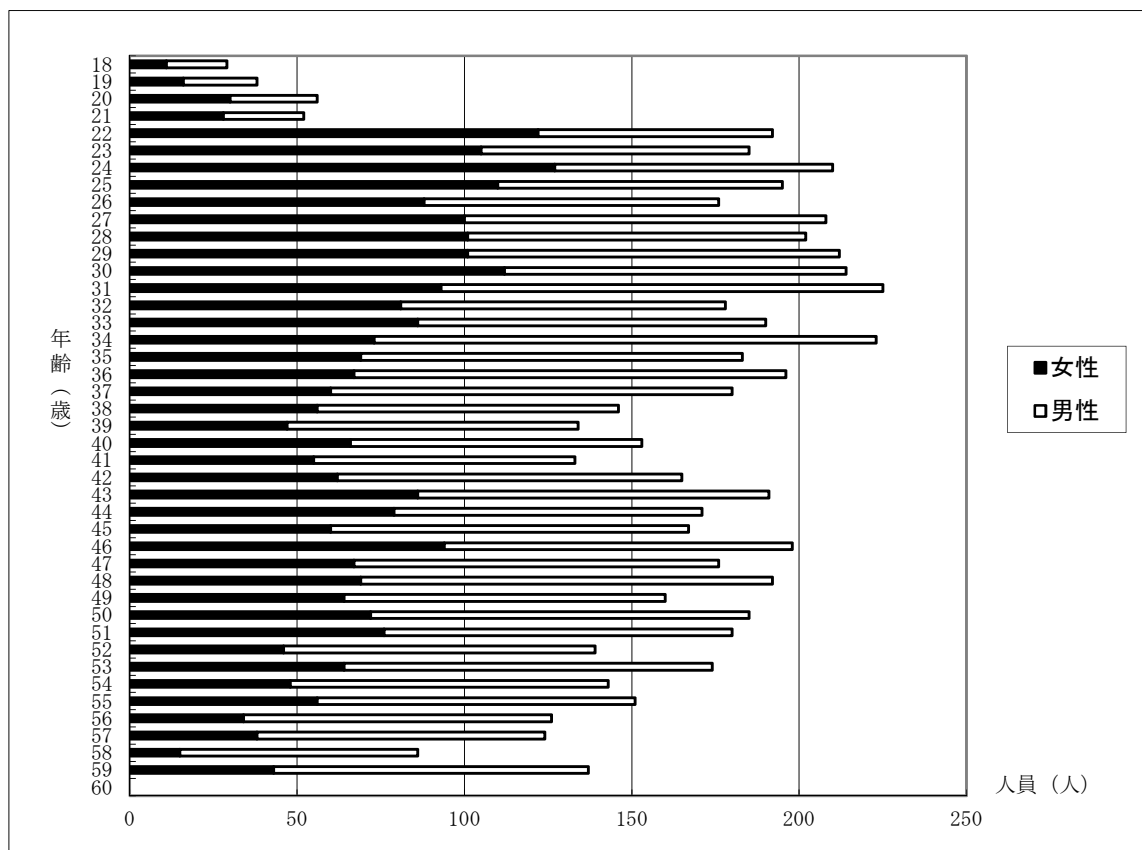
職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
105		27	2	1	
106		23	1		
107		19	2		
108		35	1		
109		20	2		
110		22	1		
111		17			
112		28	3		
113		18	5		
114		26	3		
115		19			
116		20			
117		13	1		
118		21			
119		17	1		
120		15			
121		11			
122		11			
123		10			
124		8			
125		9			
126		9			
127		10			
128		11			
129		6			
130		4			
131		9			
132		16			
133		9			
134		10			
135		5			
136		9			
137		2			
138		6			
139		6			
140		11			
141		10			
142		22			
143		17			
144		31			
145		30			
146		43			
147		44			
148		38			
149		35			
150		32			
151		54			
152		44			
153		28			
154		21			
155		20			
156		5			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
157		2			
158		1			
159		1			
160					
161					
162		1			
163					
164					
165		14			
計	—	5,753	201	268	186
				総計	6,408

第9表 市職員の給料表別職員数



第10表 行政職給料表適用職員の年齢別男女分布



第11表 任期付職員の給料表別人員

1 特定任期付職員

給料表	人員
特定任期付職員給料表	2人
計	2

2 一般任期付職員

給料表	人員
行政職給料表	2人
計	2

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、市職員の給与を検討するため、令和5年4月現在の福岡市内における民間給与の実態を調査したものである。

(調査期間 令和5年4月24日(月)～令和5年6月16日(金))

2 調査機関

人事院、全国の人事委員会及び本委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所
981事業所

(2) 調査対象職種

76職種(事務・技術関係職種22職種、その他の職種54職種)

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を、組織、企業規模、産業により19層に層化し、これらの層から197事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完了した事業所は第12表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種に該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集計

(1) 調査実人員は、行政職に相当する職種が5,304人(初任給関係 332人、初任給関係以外 4,972人)であり、その他の職種が772人(初任給関係 1人、初任給関係以外 771人)である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は50,413人であり、このうち、行政職に相当するものは36,150人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第12表 産業別・企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 158	事業所 42	事業所 29	事業所 25	事業所 44	事業所 18
農 業 , 林 業 , 漁 業	-	-	-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 業 採 取 業 , 建 設 業	20	5	2	3	6	4
製 造 業	17	5	5	-	4	3
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	43	8	6	9	16	4
卸 売 業 , 小 売 業	29	9	5	8	6	1
金 融 業 , 保 険 業、 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	10	6	2	1	1	-
教 育 , 学 習 支 援 業、 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	39	9	9	4	11	6

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていた等のため調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が36所あった。
- 2 調査対象事業所197所から、企業規模、事業所規模が調査対象外であること等が判明した事業所3所を除いた194所に占める調査完了事業所158所の割合（調査完了率）は、81.4%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、
「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別・学歴別・企業規模別初任給

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		全規模	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員 ・技術者計	大 学 卒	円 205,316	円 219,076	円 194,225	円 202,945
	短 大 卒	192,618	※ 199,792	※ 185,044	※ 203,000
	高 校 卒	171,853	176,877	157,379	※ 173,262
新卒事務員	大 学 卒	202,555	218,990	189,076	※ 201,400
	短 大 卒	※ 190,502	-	※ 190,502	-
	高 校 卒	169,030	※ 173,731	※ 144,594	-
新卒技術者	大 学 卒	210,569	219,257	205,189	※ 203,289
	短 大 卒	※ 193,553	※ 199,792	※ 176,500	※ 203,000
	高 校 卒	173,273	179,060	※ 161,000	※ 173,262

(注) 1 「※」は、調査実人員が10人未満であることを示す。

(注) 2 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

備考 本市行政事務・技術職員における、地域手当を含む初任給は、福岡市職員採用試験の試験区分毎に、上級（大学卒程度）200,530円、中級（短大卒程度）178,420円、初級（高校卒程度）163,680円である。

第14表 企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職 8 級 100人以上500人未 満は行政職 7 級 50人以上100人未 満は行政職 6 級
大 学 卒	13	53.0	796,592	12,288	784,304		
短 大 卒	X	X	X	X	X		
高 校 卒	2	59.0	662,082	721	661,361		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部長	215	53.5	697,480	1,366	696,114	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職 7 級 50人以上500人未 満は行政職 6 級
大 学 卒	185	53.6	699,769	1,481	698,288		
短 大 卒	8	49.0	695,886	1,818	694,068		
高 校 卒	22	54.3	681,325	389	680,936		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	69	48.2	618,851	172	618,679	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
大 学 卒	55	47.4	627,869	212	627,657		
短 大 卒	9	52.8	581,731	-	581,731		
高 校 卒	5	48.2	577,483	-	577,483		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	349	48.2	557,561	12,060	545,501	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職 6 級 50人以上500人未 満は行政職 5 級
大 学 卒	268	47.7	566,885	11,216	555,669		
短 大 卒	34	49.0	510,785	19,600	491,185		
高 校 卒	45	50.0	547,486	11,749	535,737		
中 学 卒	2	50.0	356,586	-	356,586		
事務課長代理	155	44.7	536,495	42,104	494,391	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	企業規模が 500人以上は行政 職 4 級、5 級 50人以上500人未 満は行政職 4 級
大 学 卒	111	42.3	520,481	46,058	474,423		
短 大 卒	20	52.4	579,787	22,663	557,124		
高 校 卒	21	48.5	579,079	45,790	533,289		
中 学 卒	3	50.7	538,878	32,573	506,305		
事務係長	364	44.0	438,278	45,199	393,079	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	244	42.3	429,794	45,321	384,473		
短 大 卒	34	46.0	459,547	32,493	427,054		
高 校 卒	84	47.3	454,291	51,035	403,256		
中 学 卒	2	50.2	331,215	39,383	291,832		
事務主任	226	41.9	394,878	31,184	363,694	係長等のいる事業所における 主任係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下を 有する者係長等のいない事 業所において、職能資格等 が上記主任と同等と認めら れる主任中間職(係長一係 員間)	行政職 3 級 (一部 は 4 級、5 級)
大 学 卒	144	38.5	410,395	32,443	377,952		
短 大 卒	46	47.6	368,145	28,672	339,473		
高 校 卒	35	48.0	372,126	29,506	342,620		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
事務係員	1,739	37.8	346,395	37,184	309,211		行政職 1 級、2 級
大 学 卒	1,231	35.7	350,719	39,361	311,358		
短 大 卒	207	43.6	326,216	35,125	291,091		
高 校 卒	300	44.2	338,006	28,477	309,529		
中 学 卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長一課長間)」、「中間職(課長一係長間)」、「中間職(係長一係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

1 企業規模計

職種名	調査人員	平均年齢	令和5年4月分 平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)		
工場長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職8級 100人以上500人未 満は行政職7級 50人以上100人未 満は行政職6級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	116	53.1	741,148	2,962	738,186	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	企業規模が 500人以上は行政 職7級 50人以上500人未 満は行政職6級
大学卒	93	52.9	754,269	3,668	750,601		
短大卒	11	54.1	792,243	1,116	791,127		
高校卒	12	54.1	605,485	-	605,485		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	34	51.3	770,223	9,316	760,907	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次 長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	27	51.3	777,208	10,922	766,286		
短大卒	4	50.6	732,805	2,681	730,124		
高校卒	3	52.2	741,136	-	741,136		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	258	47.2	622,383	26,738	595,645	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	企業規模が 500人以上は行政 職6級 50人以上500人未 満は行政職5級
大学卒	216	47.0	628,710	26,274	602,436		
短大卒	22	46.5	594,444	37,919	556,525		
高校卒	20	50.3	587,203	20,217	566,986		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	74	43.9	564,101	68,563	495,538	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	企業規模が 500人以上は行政 職4級、5級 50人以上500人未 満は行政職4級
大学卒	46	41.8	572,987	89,114	483,873		
短大卒	15	47.8	539,940	18,983	520,957		
高校卒	13	45.9	563,333	60,753	502,580		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	273	45.5	469,009	40,652	428,357	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	169	44.1	463,738	48,709	415,029		
短大卒	37	47.0	456,174	36,164	420,010		
高校卒	67	47.3	485,218	27,244	457,974		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	220	45.6	446,512	49,795	396,717	係長等のいる事業所にお ける主任係長等のいない事 業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者係長等の いない事業所において、 職能資格等が上記主任と 同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	行政職3級(一部 は4級、5級)
大学卒	173	45.5	445,379	49,159	396,220		
短大卒	20	46.3	423,364	46,651	376,713		
高校卒	27	45.0	479,944	58,598	421,346		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	866	33.6	353,101	58,932	294,169		行政職1級、2級
大学卒	566	31.5	356,150	72,932	283,218		
短大卒	90	37.4	349,903	57,407	292,496		
高校卒	210	37.4	346,811	24,922	321,889		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大 学 卒	13	53.0	796,592	12,288	784,304		
短 大 卒	10	51.5	840,471	16,303	824,168		
高 校 卒	X	X	X	X	X		
中 学 卒	2	59.0	662,082	721	661,361		
事務部長	174	53.4	721,800	1,686	720,114	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	149	53.6	725,271	1,825	723,446		
短 大 卒	7	48.6	698,980	2,060	696,920		
高 校 卒	18	53.6	703,678	501	703,177		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	63	48.4	628,870	186	628,684	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	51	47.5	637,203	228	636,975		
短 大 卒	9	52.8	581,731	-	581,731		
高 校 卒	3	48.9	636,218	-	636,218		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	275	48.2	560,584	11,548	549,036	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級
大 学 卒	212	47.5	568,133	11,088	557,045		
短 大 卒	23	49.3	512,245	22,340	489,905		
高 校 卒	39	50.6	557,543	8,109	549,434		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
事務課長代理	137	44.9	545,864	38,581	507,283	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級、5級
大 学 卒	98	42.7	531,575	44,932	486,643		
短 大 卒	15	52.7	591,531	-	591,531		
高 校 卒	21	48.5	579,079	45,790	533,289		
中 学 卒	3	50.7	538,878	32,573	506,305		
事務係長	274	44.0	454,075	45,269	408,806	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	180	42.2	440,032	44,947	395,085		
短 大 卒	24	47.4	493,679	32,105	461,574		
高 校 卒	70	47.2	471,987	51,916	420,071		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務主任	173	41.9	408,769	30,312	378,457	係長等のいる事業所におけ る主任係長等のいない事業 所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者係長等のい ない事業所において、職 能資格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部 は4級、5級）
大 学 卒	115	39.1	418,672	28,300	390,372		
短 大 卒	35	47.7	382,587	29,319	353,268		
高 校 卒	23	47.5	399,010	41,783	357,227		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,316	38.5	356,516	37,491	319,025		行政職1級、2級
大 学 卒	939	36.4	360,417	39,351	321,066		
短 大 卒	140	44.1	335,610	37,670	297,940		
高 校 卒	236	44.7	349,003	29,108	319,895		
中 学 卒	X	X	X	X	X		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

2 企業規模 500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	X	X	円	円	円	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職8級
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	X	X	X	X	X		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部長	103	53.2	757,992	3,264	754,728	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	83	53.1	771,714	4,021	767,693		
短 大 卒	9	53.9	832,467	1,344	831,123		
高 校 卒	11	53.7	604,848	-	604,848		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	30	51.6	803,147	10,371	792,776	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大 学 卒	24	51.6	806,566	12,047	794,519		
短 大 卒	3	51.1	830,118	3,573	826,545		
高 校 卒	3	52.2	741,136	-	741,136		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長	238	47.3	631,256	28,036	603,220	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職6級
大 学 卒	201	47.1	636,886	27,370	609,516		
短 大 卒	17	46.2	620,168	45,311	574,857		
高 校 卒	20	50.3	587,203	20,217	566,986		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	59	44.0	591,890	62,893	528,997	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級、5級
大 学 卒	36	41.2	612,549	88,759	523,790		
短 大 卒	13	48.9	554,563	18,806	535,757		
高 校 卒	10	46.1	579,096	44,049	535,047		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係長	215	46.1	489,169	40,036	449,133	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	124	45.2	495,628	53,681	441,947		
短 大 卒	28	47.0	460,360	23,615	436,745		
高 校 卒	63	47.1	490,875	26,777	464,098		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術主任	164	47.9	467,653	47,729	419,924	係長等のいる事業所にお ける主任係長等のいない事 業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部 下を有する者係長等のい ない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等 と認められる主任中間職 (係長-係員間)	行政職3級(一部は4級、5級)
大 学 卒	127	48.4	466,281	46,701	419,580		
短 大 卒	17	46.9	431,774	44,658	387,116		
高 校 卒	20	44.0	526,613	61,862	464,751		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技術係員	640	34.2	366,575	63,419	303,156		行政職1級、2級
大 学 卒	402	32.3	374,760	82,069	292,691		
短 大 卒	74	37.1	352,877	59,967	292,910		
高 校 卒	164	37.1	353,457	22,387	331,070		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上 500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部長	40	53.9	599,705	45	599,660	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大 学 卒	35	53.5	597,105	54	597,051		
短 大 卒	X	X	X	X	X		
高 校 卒	4	56.9	603,679	-	603,679		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	4	47.6	549,510	-	549,510	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大 学 卒	2	48.1	599,107	-	599,107		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	2	46.9	474,209	-	474,209		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務課長	71	48.3	551,206	14,858	536,348	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大 学 卒	54	48.7	567,698	12,233	555,465		
短 大 卒	11	48.3	507,427	13,299	494,128		
高 校 卒	5	44.9	481,109	50,473	430,636		
中 学 卒	X	X	X	X	X		
事務課長代理	17	43.1	480,483	68,371	412,112	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大 学 卒	12	39.1	450,305	55,672	394,633		
短 大 卒	5	51.4	542,562	94,495	448,067		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係長	77	43.1	392,441	48,661	343,780	係の長及び係長級専門職	同上
大 学 卒	57	42.4	401,500	47,807	353,693		
短 大 卒	9	39.9	354,110	38,157	315,953		
高 校 卒	9	47.7	391,996	63,786	328,210		
中 学 卒	2	50.2	331,215	39,383	291,832		
事務主任	43	39.7	362,359	41,105	321,254	係長等のいる事業所におけ る主任係長等のいない事業 所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部下 を有する者係長等のいない 事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認め られる主任中間職（係長－ 係員間）	行政職3級（一部は4級）
大 学 卒	28	35.6	378,692	51,451	327,241		
短 大 卒	7	43.5	349,128	37,470	311,658		
高 校 卒	8	49.5	321,602	10,667	310,935		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事務係員	380	34.4	302,446	37,111	265,335		行政職1級、2級
大 学 卒	272	31.9	305,464	40,383	265,081		
短 大 卒	52	41.8	310,983	30,280	280,703		
高 校 卒	56	40.5	276,550	25,796	250,754		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

3 企業規模 100人以上 500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職7級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	11	53.5	617,620	680	616,940	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	9	52.2	622,621	858	621,763		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	3	50.0	489,274	-	489,274	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	2	50.5	513,711	-	513,711		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	13	48.8	478,456	9,641	468,815	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	9	50.0	485,931	11,437	474,494		
短大卒	4	46.1	462,114	5,716	456,398		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	10	43.6	443,050	61,701	381,349	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級
大学卒	7	43.4	429,724	59,135	370,589		
短大卒	2	41.5	455,332	20,008	435,324		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	31	44.5	395,846	51,225	344,621	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	22	43.6	377,784	42,984	334,800		
短大卒	7	46.8	464,860	91,083	373,777		
高校卒	2	47.5	374,735	16,350	358,385		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	52	36.7	363,268	58,317	304,951	係長等のいる事業所にお ける主任係長等のいない事 業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部 下を有する者係長等のい ない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等 と認められる主任中間職 (係長-係員間)	行政職3級(一部は4級)
大学卒	42	34.4	363,341	59,407	303,934		
短大卒	3	41.3	357,163	62,334	294,829		
高校卒	7	47.3	365,262	50,578	314,684		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	143	30.8	306,555	45,122	261,433		行政職1級、2級
大学卒	114	28.7	296,762	41,927	254,835		
短大卒	14	40.2	340,144	42,605	297,539		
高校卒	15	39.0	352,224	72,657	279,567		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

4 企業規模 50人以上 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部長	X	X	X	X	X	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務部次長	2	42.0	400,123	-	400,123	上記部長に事故等のあると きの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同上
大学卒	2	42.0	400,123	-	400,123		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	3	45.7	412,776	-	412,776	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	2	46.0	415,657	-	415,657		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長代理	X	X	X	X	X	上記課長に事故等のあると きの職務代行者、課長に直 属し部下に係長等の役職者 を有する者又は課長に直 属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長級専門職 中間職（課長－係長間）	行政職4級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	13	47.4	359,207	26,402	332,805	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	7	46.3	380,641	37,449	343,192		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	5	47.8	341,493	16,216	325,277		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	10	50.5	303,980	6,112	297,868	係長等のいる事業所におけ る主任係長等のいない事業 所における主任のうち、課 長代理以上に直属し、部 下を有する者係長等のい ない事業所において、職 能資格等が上記主任と同 等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職3級（一部 は4級）
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	4	54.5	288,446	7,635	280,811		
高校卒	4	48.3	324,733	-	324,733		
中学卒	X	X	X	X	X		
事務係員	43	40.3	275,258	21,374	253,884		行政職1級、2級
大学卒	20	34.7	286,372	22,681	263,691		
短大卒	15	44.5	264,435	21,417	243,018		
高校卒	8	46.8	267,764	18,023	249,741		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職（部長－課長間）」、「中間職（課長－係長間）」、「中間職（係長－係員間）」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その1 公民給与比較の対象職種（つづき）

4 企業規模 50人以上 100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分 平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
工場長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職6級
大学卒	-	-	-	-	-		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	2	46.0	585,471	593	584,878	2課以上又は構成員20人 以上の部の長 職能資格等が上記部の長 と同等と認められる部の 長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	X	X	X	X	X	上記部長に事故等のある ときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長 と同等と認められる部の次 長及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	7	42.1	490,085	162	489,923	2係以上又は構成員10人 以上の課の長 職能資格等が上記課の長 と同等と認められる課の 長及び課長級専門職	行政職5級
大学卒	6	40.2	481,100	189	480,911		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	5	43.0	533,379	128,776	404,603	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長に 直属し部下に係長等の役職 者を有する者又は課長に 直属し部下4人以上を有する 者職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)	行政職4級
大学卒	3	42.7	547,387	151,692	395,695		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	2	43.5	512,367	94,402	417,965		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	27	41.1	397,260	31,685	365,575	係の長及び係長級専門職	同上
大学卒	23	39.3	400,773	30,201	370,572		
短大卒	2	46.5	358,940	20,583	338,357		
高校卒	2	56.0	395,186	59,855	335,331		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	4	29.8	334,280	54,580	279,700	係長等のいる事業所にお ける主任係長等のいない事 業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部 下を有する者係長等のい ない事業所において、職 能資格等が上記主任と同等 と認められる主任中間職 (係長-係員間)	行政職3級(一部は4級)
大学卒	4	29.8	334,280	54,580	279,700		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係員	83	32.5	289,460	34,915	254,545		行政職1級、2級
大学卒	50	28.4	286,621	42,972	243,649		
短大卒	2	27.8	269,214	32,470	236,744		
高校卒	31	39.1	295,050	22,628	272,422		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

2 「中間職(部長-課長間)」、「中間職(課長-係長間)」、「中間職(係長-係員間)」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう。

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分 平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
技能・労務関係職種							
電話交換手	2	53.5	196,235	-	196,235	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-		
守衛	-	-	-	-	-		
用務員	2	41.5	319,943	-	319,943		
海 事	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定のない総トン数20トン以上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-		
	運航士	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-			
関 係 海	船長・機関長	-	-	-	-	北緯63度から南緯11度の間及び東経94度から175度の間 の水域を航行区域とする総トン数20トン以上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-			
職 種	船長・機関長	7	44.1	624,893	-	624,893	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
	沿 海 ・ 平 水	5	31.4	487,610	150,440	337,170	
	一等航海士・機関士	6	26.0	416,725	128,817	287,908	
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
	甲板手・操機手	11	31.5	363,267	107,818	255,449	
甲板員・機関員	-	-	-	-	-		

(注) 「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

その2 公民給与比較の対象外職種（つづき）

企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令和5年4月分 平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)	
	人	歳	円	円	円	
大 学 学 長	X	X	X	X	X	
大 学 副 学 長	5	62.0	1,191,665	-	1,191,665	
大 学 学 部 長	16	58.9	892,430	-	892,430	
大 学 教 授	111	57.7	941,632	273	941,359	
大 学 准 教 授	84	48.7	771,389	7,911	763,478	
大 学 講 師	82	43.9	622,013	26,048	595,965	
大 学 助 教	71	40.3	683,392	90,622	592,770	
高 等 学 校 校 長	-	-	-	-	-	
高 等 学 校 教 頭	X	X	X	X	X	
高 等 学 校 主 幹 教 諭	-	-	-	-	-	
高 等 学 校 指 導 教 諭	-	-	-	-	-	
高 等 学 校 教 諭	24	51.3	535,756	9,878	525,878	
研 究 所 長	-	-	-	-	-	〔構成員50以上の所の長 （取締役兼任者を除く。） 〔2室（係）以上又は構成員7人以上 の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 〔下記研究員より上位の者（研究所 長の職名を有する者、上記研究部 （課）長及び研究室（係）長を除 く。）
研 究 部（課）長	-	-	-	-	-	
研 究 室（係）長	-	-	-	-	-	
主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	
研 究 員	-	-	-	-	-	
研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	
病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 〔上記病院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
副 院 長	3	55.7	1,703,081	11,298	1,691,783	
医 科 長	14	52.5	1,496,703	11,220	1,485,483	
医 科 師	25	40.0	1,075,304	47,570	1,027,734	
歯 科 医 師	-	-	-	-	-	
薬 局 長	2	51.0	515,590	53,463	462,127	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	19	31.7	315,571	15,926	299,645	
診 療 放 射 線 技 師	21	31.6	315,357	15,164	300,193	
臨 床 検 査 技 師	19	30.3	287,538	19,206	268,332	
栄 養 士	12	32.3	249,211	12,508	236,703	
理 学 療 法 士	56	31.8	304,395	11,021	293,374	
作 業 療 法 士	37	33.3	305,010	11,560	293,450	
総 看 護 師 長	3	44.3	364,700	-	364,700	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上
看 護 師 長	30	41.2	465,530	22,290	443,240	
看 護 師	87	38.0	394,920	23,895	371,025	
准 看 護 師	14	40.1	271,114	3,580	267,534	

（注）「X」は、調査実人員が1人であることを示し、金額等を掲載していない。

第15表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増額	据置き	減額	
			%	%	%	
大学卒	計	71.5	(51.4)	(47.9)	(0.8)	28.5
	500人以上	83.7	(58.9)	(41.1)	(-)	16.3
	100人以上 500人未満	60.4	(31.8)	(68.2)	(-)	39.6
	50人以上 100人未満	32.5	(40.0)	(40.0)	(20.0)	67.5
高校卒	計	43.3	(59.3)	(40.7)	(-)	56.7
	500人以上	53.7	(64.1)	(35.9)	(-)	46.3
	100人以上 500人未満	32.5	(38.6)	(61.4)	(-)	67.5
	50人以上 100人未満	13.0	(100.0)	(-)	(-)	87.0

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
 3 構成比は、それぞれ四捨五入しているため合計が100にならない場合がある。

第16表 民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		73.1%
配偶者に家族手当を支給する		57.1%
家族手当制度がない		26.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,676円
	配偶者と子1人	17,932円
	配偶者と子2人	23,172円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は78.1%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第17表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	
50.4	(14.4)	(85.6)	49.6

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
12.0	88.0

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第18表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	368,443 円
	上半期 (A2)	379,508 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	799,715 円
	上半期 (B2)	889,846 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.17 月分
	上半期 (B2/A2)	2.34 月分
	計	4.51 月分

- (注) 1 下半期とは、令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは、令和5年2月から7月までの期間をいう。
- 2 平均所定内給与月額とは、毎月きまって支給する給与の支給総額から時間外勤務手当総額を除いたものである。
- 3 特別給の対象従業員は、月例給の場合と異なり、市職員と同種（行政職に類似すると認められる職種）・同等（役職段階、学歴及び年齢が同等）の者以外も含まれている。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目 企業規模	係 員		課長級		部長級（非役員）	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
計	% 60.2	% 39.8	% 55.3	% 44.7	% 54.8	% 45.2
500人以上	54.8	45.2	47.4	52.6	48.3	51.7
100人以上500人未満	68.9	31.1	66.4	33.6	64.6	35.4
50人以上100人未満	69.4	30.6	69.3	30.7	66.4	33.7

第20表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年年齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.5 %	79.5 %	20.0 %	0.5 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分	項目	給与減額あり	給与減額なし
		%	%
課長級		76.4	23.6
非管理職		55.0	45.0

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第22表において同じ)。
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
69.7 %	72.4 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 そ の 他

第23表 物価及び生計費

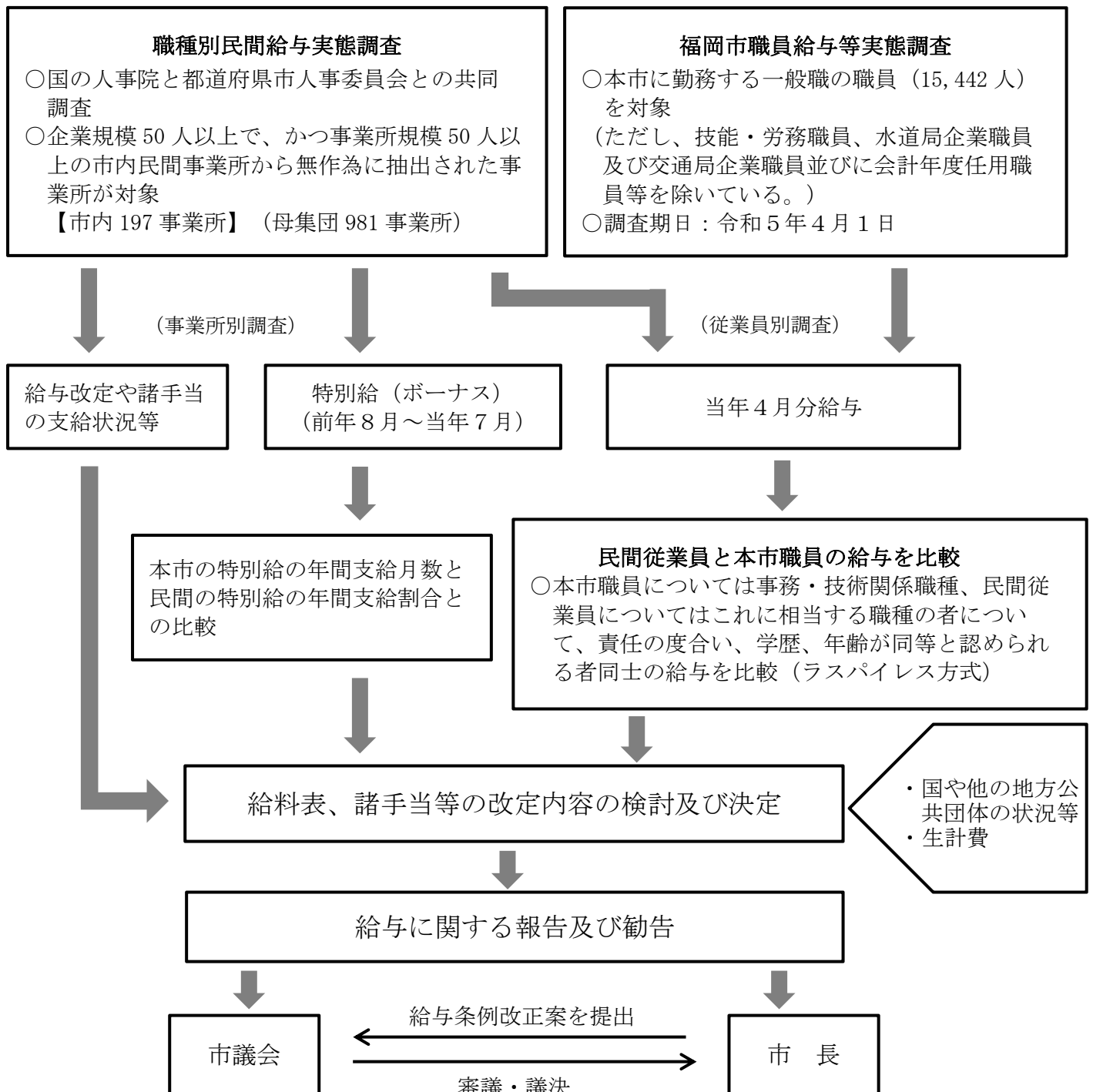
項目 年月	物 価			生計費（総務省「家計調査報告」）						
	① 消費者物価指数 (総務省「消費者物価指数月報」)			② 消費支出 (二人以上の世帯)						
	全 国	大都市	福岡市	全 国		大 都 市		福 岡 市		
	前年比・ 前年同月比 (%)			金 額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金 額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	金 額 (千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	
令和3年	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.6	279.0	0.4	293.4	0.4	285.5	△ 10.0	
令和4年	2.5	2.5	2.1	290.9	4.2	301.5	2.8	286.3	0.3	
令和4年	1月	0.5	0.4	0.0	287.8	7.5	296.4	6.3	292.8	△ 5.0
	2月	0.9	0.9	0.4	257.9	2.2	260.7	△ 4.0	256.0	△ 21.2
	3月	1.2	1.2	0.7	307.3	△ 0.8	314.2	△ 1.7	290.9	△ 8.6
	4月	2.5	2.4	1.9	304.5	1.2	314.8	△ 2.6	283.5	2.9
	5月	2.5	2.4	2.2	287.7	2.4	297.4	3.0	259.1	△ 6.0
	6月	2.4	2.3	2.6	276.9	6.4	280.7	3.1	258.2	5.7
	7月	2.6	2.6	2.4	285.3	6.6	291.2	1.5	286.4	22.8
	8月	3.0	2.9	2.7	290.0	8.8	290.7	6.6	287.9	16.6
	9月	3.0	2.9	2.0	281.0	5.9	301.7	4.6	286.7	7.0
	10月	3.7	3.7	2.6	298.0	5.7	312.8	6.5	323.7	8.4
	11月	3.8	3.9	3.6	285.9	3.2	309.0	5.7	290.3	△ 4.8
	12月	4.0	4.1	3.9	328.1	3.4	348.2	5.0	319.8	△ 2.6
令和5年	1月	4.3	4.4	4.2	301.6	4.8	314.7	6.2	293.5	0.3
	2月	3.3	3.4	3.3	272.2	5.6	283.2	8.6	275.8	7.7
	3月	3.2	3.3	3.4	312.8	1.8	321.0	2.2	299.1	2.8
	4月	3.5	3.5	3.5	303.1	△ 0.5	330.1	4.9	329.4	16.2

(注) 1 ①の前年比・前年同月比については、令和2年平均=100とした指数を基礎としている。
 2 ②の調査世帯について、令和5年4月現在、世帯数は、全国7,228世帯、大都市2,110世帯、福岡市80世帯であり、世帯人員は、全国2.90人、大都市2.85人、福岡市2.84人であり、有業人員は、全国1.35人、大都市1.34人、福岡市1.42人であり、世帯主平均年齢は、全国60.2歳、大都市60.1歳、福岡市56.9歳である。
 3 ①及び②における大都市とは、政令指定都市及び東京都特別区部である。

給与勧告の流れ

福岡市人事委員会では、本市職員と市内民間事業所の従業員の4月分の給与額を調査した上で、これらを精密に比較し、本市職員の給与水準と市内民間事業所の従業員の給与水準とを均衡させることを基本に勧告を行っています。

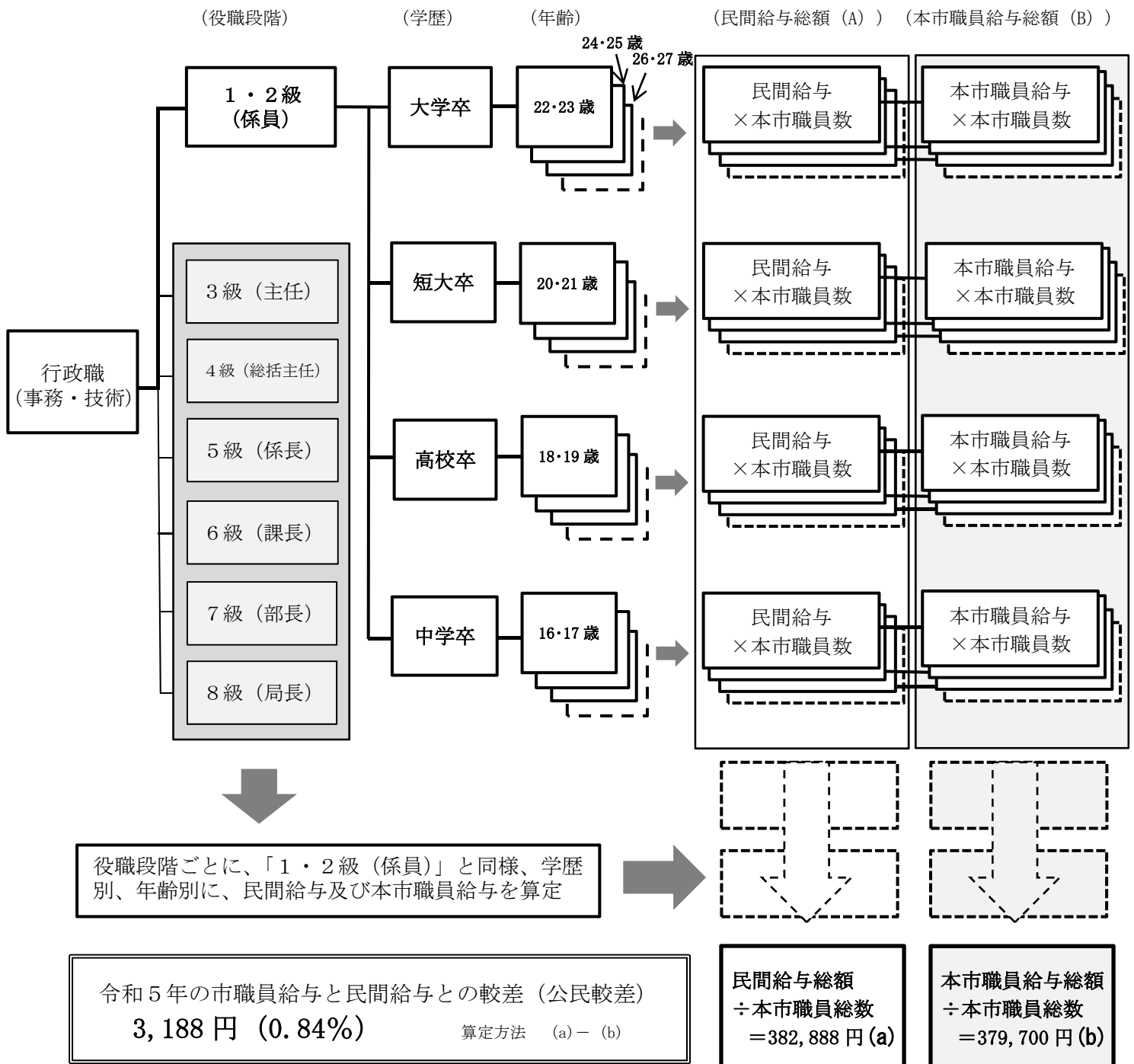
また、特別給についても、市内民間事業所の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に本市職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

職員給与と民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の本市職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の本市職員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに本市職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 令和5年福岡市職員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和5年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出